一般事業主行動計画

平成２９年９月１日
特定非営利活動法人
ホームスイートホーム

１．目的

育児・介護休業規程は早くから制定し、国の改訂に追従しているが、育児・介護短時間勤務やパパ育休については普及していなかった為、就業規則等の不足部分を整備すると共に、人事総務部門が積極的に代替え要員の確保等制度の運用を呼び掛けることにより、育児・介護休業規程を狙い通り運用すべく、下記各項を実現する。

（１） 産休、育休の女性職員の代替え要員を期間限定雇用にて確保し、該当期間に安心して育児に専念出来る職場環境とする。
（２） 配偶者の育児期間中に男性職員に連続５日の育児休業を取らせる。
（３） 産休、育休の女性職員が職場復帰する際に休業前の職場への復帰を保証すると共に、短時間正職の申し出があれば認める。

２．計画期間

平成２９年９月１日～平成３２年８月３１日（三事業年度）

３．計画内容

妊娠、出産、育児を行う女性職員、育児を行う男性職員の仕事と子育ての両立を支援すべく雇用環境を見直す為、下表の整備項目を骨子に進める。

見直し、整備項目	推進日程											
	29／9～11	12～30／2	3～5	6～8	9～11	12～31／2	3～5	6～8	9～11	12～32／2	3～5	6～8
１．就業規則（含む育児・介護休業規程）の周知	⇒⇒⇒											
２．対象職員の抽出、呼び掛けニーズ調査	⇒⇒⇒				⇒⇒⇒							
３．休業時期の調査、確定		⇒⇒⇒				⇒⇒⇒						
４．対象職員の復職後のニーズ調査	⇒⇒			⇒⇒								
５．休業期間の応援体制の整備			⇒⇒									
６．代替え職員の雇用				⇒⇒								
７．運用期間中の関係者へのヒアリング					⇒⇒⇒	⇒⇒⇒						
８．運用後の関係者へのヒアリング									⇒⇒⇒			
９．必要有れば運用後の問題点を就業規則に反映											⇒⇒⇒	